

玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」展示物リニューアル業務委託仕様書

1. 業務名

玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」展示物リニューアル業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3. 履行施設

(1) 敷地概要

- ①所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村 4560 番地 1
- ②敷地面積 11,482.52 m²

(2) 施設概要

- ①施設の名称 玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」
- ②業務対象 1階展示室
- ③開館時間 午前9時から午後5時まで
- ④休館日 毎月第3月曜日（祝祭日の場合翌日）及び年末年始（12/29～1/3）
- ⑤入館料 無料

4. 目 的

次世代エネルギーの更なる普及啓発を行うため、地球環境問題に関する新規展示物を導入することによって、既存の展示物の更なる活用方法や役割の見直しなど、更に魅力ある施設を目指し、新規来場者の開拓及びリピーターの増加を図ることを目的とする。

5. 業務スケジュール

- ①令和8年9月 委託先選定、契約
- ②令和8年9月～令和9年2月 展示設計・製作
- ③令和9年2月26日 業務完了

6. 仕様等

本業務は、エネルギーパーク展示物リニューアルの案件について、別添の仕様書に基づき、展示物の設置を行うものとする。

(1) 業務 新展示物への更新

横長の空間を活かし、体験型展示設備及び次世代エネルギー学習コンテンツの更新を行う。

(2) 展示リニューアルの対象箇所

1階展示室（現在のエプロンシアター：縦 2.4m 横 7.5m 幅 0.8m）

(3) 基本仕様

- ① 再生可能エネルギーの普及啓発を目的に、映像等を活用した体験型展示設備とする。
- ② エネルギーパークのコンセプトである「見て・触れて・体験する学習の場」を考慮し、参加・体験型で学びの要素を取入れた内容とする。
- ③ 再生可能エネルギーの必要性を訴える内容を盛り込むものとする。
- ④ 再生可能エネルギーの必要性や導入の背景などを体験・学習できるものとする。
- ⑤ 「玄海町の魅力や自然」の素晴らしさを伝え印象付ける内容を含むものとする。
- ⑥ エネルギーパークの基本方針や目的等を配慮し、他の展示物との一体感を損なわないよう、施設のテーマ、ストーリーと連動したものとする。
- ⑦ エネルギーパークの運営状況及び来場者数、活動状況を踏まえ、運営に十分に配慮した計画とする。
- ⑧ 学校教育との関連を考慮し、学校では実現困難な体験ができる要素を取入れたものとする。
- ⑨ 既存の展示物の活用及び変更等を考慮した設計・施工を行う。
- ⑩ コンテンツ及び映像設備に関する仕様表

体験時間	概ね 5 分間程度までとする。
内容	アテンドによる説明が必要なく、お客様が一人でも内容が理解できる構成とすること。また、来場者の好奇心を刺激し、没入感のあるものとする。
対象	対象は、子ども（小学校低学年）から大人までとすること。
展示造作	コンテンツの訴求力を高める工夫を施すこと。また、ワクワク感を感じることのできる構成とすること。なお、ひとつのコンテンツに特化しすぎないように留意すること。
技術等	ワクワクし好奇心など五感を刺激し、来場者を飽きさせずに体験が記憶に残る施策（仕掛け）を取り入れること。

7. その他業務内容

(1) 展示設計業務

展示物等の制作・設置等を実施するために必要な検討、検証及び調査を行い、展示実施設計図書の作成を行う。

- ① 展示内容、演出手法、設備計画の確定
- ② 意匠図（平面図、立面図、断面図）の検討
- ③ 工種別細目検討
- ④ 展示構成リスト（シナリオ）作成
- ⑤ 実施設計図等作成
- ⑥ 展示・設備等メンテナンス計画

⑦制作・施工費予算内訳書、保守管理予算内訳書作成

⑧制作・施工の工程計画書作成

(2) 製作・施工等業務

上記(1)で作成した展示実施設計図書及び、関係法令に基づき、展示物等の制作、設置等を行うほか、施設整備に必要なその他の業務も含むものとする。

①造作物制作

②映像・音響・複合演出装置等設備制作

③映像・音響・複合演習装置等ソフト制作

④屋内サイン・グラフィック制作

⑤その他備品等移設、搬入、設置、取り付け等

8. その他

(1) 各種調整

受託者は、展示物の制作において、当町と十分な打合せを行うものとする。

(2) 安全衛生

企画設計にあたっては、特に来場者の安全・衛生面に十分配慮し、館内はバリアフリーの仕様となっているため、車いすでの体験にも配慮する。

(3) 設備導入

受託者は、展示設備の運営にあたり、案内マニュアルを作成しスタッフ等に対する案内方法、機器の取扱い、日常メンテナンス、トラブル対処方法等、留意事項のレクチャーを実施することとする。

(4) 成果物の帰属

展示設備、映像コンテンツ及び展示物等の事業成果物（著作権及び使用権を含む。）は、全て当町に帰属するものとする。

(5) 成果物の瑕疵

瑕疵に対する補償期間は、引き渡しの日より1年間とする。その期間中に本業務の目的達成に疑義が生じた場合、受託者は検証しなければならない。その結果、設計、諸業務に起因する瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において改善しなければならない。

(6) 守秘義務

企画提案及び受託時以降において、当町から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(7) 改修スケジュール

- ・リニューアルの実施は、改修時間（閉店後、店休日、来場者が少ない時間帯）を検討するなど、エネルギーパークの運営になるべく支障がないよう配慮することとする。
- ・エプロンシアターの利用停止期間を含め事前に当町及びエネルギーパークを運営している指定管理者と十分な連携・調整を行い、できる限り利用停止期間を短縮するなど、施設運営に配慮したスケジュールリングを行うこととする。

以 上